

# 補助金の適正化ガイドライン

平成23年3月

田原市

# 目次

I	策定の趣旨	1
II	支援の根拠	1
III	適正化の指針	2
1	共通指針	2
(1)	視点	2
(2)	事業科目	2
(3)	補助要綱	3
(4)	補助期間（終期）	3
(5)	補助率	3
(6)	補助対象経費	3
(7)	公募型補助制度	3
(8)	類似補助金	3
(9)	新たな補助金	3
2	分類別指針	4
IV	推進体制等	7
1	平成23年度の推進体制	7
2	その他	7

## I 策定の趣旨

補助金は、公益上必要があると認められる場合において財政的な支援を行うものであり、市が新しい施策の普及を図る場合や、特定の行政水準を引き上げるためには、大変有効な手段です。また、総合計画に掲げられた「市民参加と協働によるまちづくり」を推進していくためにも重要な制度です。

しかし、景気の後退など市政を取り巻く状況が大きく変化する中、今後ますます増加する行政需要に的確に対応するためには、より効果的・効率的に補助金制度を運用する必要があります。

そこで、平成 22 年 8 月に田原市行政改革推進研究会を設置し、補助金の適正化について調査研究を重ね、平成 23 年 1 月 6 日に同研究会より「補助金の適正化に関する提言書」の答申を受けました。

本ガイドラインは、この提言書の趣旨を踏まえ、既存の補助金の適正化や新しい補助金を創設する場合の指針を示し、より適正で透明性の高い補助金制度を確立するために策定するものです。

## II 支援の根拠

補助金は「地方自治法」に基づき、公益上必要があると認められる場合において支援を行うものであることから、具体的には次の 4 つの項目に該当するものを補助対象とします。

- (1) 新しい施策を普及させるための補助
- (2) 特定の行政水準を引き上げるときの「呼び水」的な補助
- (3) 公益性のある団体への資金援助型の補助
- (4) 市から団体等への「経費負担」的な補助

また、市民公益活動に関する部分については、「田原市市民協働まちづくり条例」に基づき、その活動が促進されるよう必要な支援（補助）を行うものとしします。

### 地方自治法（抜粋）

（寄附又は補助）

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

### 田原市市民協働まちづくり条例（抜粋）

（その他の支援）

第 13 条 市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援等を行うものとする。

### Ⅲ 適正化の指針

補助金は、地方自治法232条の2において定められているとおり「公益性」を有していることが条件になっています。しかしながら、年数の経過とともにその公益性が乏しくなる場合もあります。また、補助期間の長期化による「既得権化」や「前例踏襲」の傾向も否めないことから、定期的にその目的や内容が時代に即したものであるかどうかを検証しなければなりません。

そこで、補助金交付の原則である公益性の要件を備え、より適正な交付が行われるよう、以下の指針のもと適正化を行います。

なお、本ガイドラインの対象は、補助金のほか、補助金と同様の性格を持つ報償費や負担金等を含むものとし、適正化にあたっては、交付先である団体等の理解が得られるよう、その立場や活動に十分配慮して実施するものとします。

#### 1 共通指針

すべての補助金について、以下の項目に従い適正化を図ります。

##### (1) 視点

補助金の適正化や創設にあたっては、次の5つの視点に基づいて実施する。

区分	視点
①公益性	客観的にみて公益上必要であると認められるかどうか
②必要性	(1) 事業の目的、内容等が社会経済情勢に合致していること (2) 行政と市民の役割分担において、市が関与すべき事業と認められるか
③先駆性	内容や手法に先見性があり、まちづくり等の先進事例として効果が期待できるか
④事業費の妥当性	直接公益的な事業に結びつかない経費や、社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費が含まれていないか
⑤公平性	(1) 補助の効果が広く市民に行き渡り、特定の者の利益に終わっていないか (2) 同様の活動を行う団体等に対し、補助金を受けられる機会が与えられているか

##### (2) 事業科目

補助事業の内容が行政（市）の代替としての性格を有しているものは委託事業に、委託事業の内容が補助の性格を有しているものは補助事業に切り替えること。

ただし、市民ニーズや社会構造の多様化に伴い、市が実施すべきか、市民等が取り組むべきものか判断しがたいものについては、その時点の市の施策推進の考え方などを勘案し総合的に判断すること。

##### 委託事業と補助事業の違い

- 委託事業 … 市の責任で実施すべき性質の市民サービス又は行政管理業務等を、専門性・効率性等の観点において、高い効果を得られると考えられる場合に他の団体に依頼するもの
- 補助事業 … 特定の事務、事業のうち、公益性があると認められるものに対して支援するもの

### (3) 補助要綱の整備と透明性の確保

補助金には、貴重な税金が投入されているという認識を持続するため、全ての補助事業ごとに田原市補助金交付要綱に基づく補助要綱を整備するとともに、補助事業の目的・内容等と合わせ、田原市ホームページ等で公表することにより透明性を確保すること。

### (4) 補助期間（終期）

事業の目的や効果を検証するため、原則として後述の「2 分類別指針（1）視点」に示す補助期間（終期）を補助要綱に定めること。

なお、補助期間（終期）は補助金の継続交付を否定するものではなく、事業の目標達成に向けた努力の促進と、効果や必要性を検証・評価する機会であることに留意すること。

### (5) 補助率

補助率は、行政目的の達成のために必要な特段の理由がある場合を除き、原則2分の1以内とすること。

ただし、国や県等の補助制度を活用し、その補助制度において、市の補助金額を定める規定がある場合は、当該規定に従うものとする。

### (6) 補助対象経費

補助金に以下の経費を含む場合は、その必要性と妥当性を十分検証すること。

- |                                |                                |                                |                              |                              |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 人件費   | <input type="checkbox"/> 報償費   | <input type="checkbox"/> 旅費    | <input type="checkbox"/> 飲食費 | <input type="checkbox"/> 慶弔費 |
| <input type="checkbox"/> 備品購入費 | <input type="checkbox"/> 車両購入費 | <input type="checkbox"/> 用地取得費 |                              |                              |

### (7) 公募型補助金制度

特定の団体に対し、長期に渡って継続している補助事業については、他に同様の活動や事業を行う団体がいないか調査確認を行い、公平性を欠く場合は、公募型補助金制度等への転換を図ること。

### (8) 類似補助金

交付目的や対象、要件などが類似する補助事業については、統合・再編を図ること。

### (9) 新たな補助金

新しい補助制度を創設する場合においては、限られた財源の中で効果的に事業を実施する観点から、既存事業等（補助事業に限らず）のスクラップ&ビルドを基本とし、財源捻出に努めること。

## 2 分類別指針

補助金は、その補助対象や内容により性質が異なり、それぞれの性質によって抱える課題も異なります。そのため補助金を性質別に分類し、それぞれの性質に対応した適正化を図ります。

### ◆補助金の性質別分類

区分		内容
①団体運営補助		団体としての活動に公益性を認め、その運営費に対し補助するもの
②事業補助	(1) 奨励補助	市の施策を推進するため、特定の事業に対し奨励的に補助するもの
	(2) 協調事業補助	特定の事業に対し、国や県の補助金制度を活用し補助するもの（国や県の補助制度への上乗せ補助を含む）
	(3) イベント・大会補助	イベントや大会の実施経費に対し補助するもの
	(4) 建設的事業補助	公共性の高い都市基盤の整備等に対し、市が公益性を認め補助するもの
	(5) その他事業補助	上記以外の事業に対し、制度に基づいて補助するもの
③地域コミュニティ関連補助		地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的に、校区コミュニティ協議会、自治会等に補助するもの
④利子補給金		利子の一部又は全部を補助することで事業目的を達成しようとするもの
⑤義務的補助		法令等で市の負担が義務付けられているものや、債務負担行為の設定など、支出の意思決定が行われているもの

◆分類別指針

区分	補助期間（終期）	視点	
①団体運営補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則3年以内とする。</li> <li>○既存の補助金は、平成25年度末を終期とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。</li> <li>○国、県の補助制度がある場合は、制度の終了時を終期とすること。</li> </ul> <p>※個々の制度の随時見直しを否定するものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助の目的及び対象の明確化を図るため、団体の運営自体に公益性が薄れているものは事業費補助へ転換すること。</li> <li>○繰越金が補助額を上回るなど、団体の収支状況も踏まえ補助の適否を判断すること。</li> <li>○団体の自主財源の確保にむけ努力を促すこと。</li> <li>○同様の対象活動を行う団体等が存在する場合は、公平性を欠かないよう留意すること。</li> </ul>	
②事業費補助	(1) 奨励補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助に要する予算総額や補助目標の指標を設定し、目標到達時点を終期とすること。</li> <li>○目標を設定しがたいものは原則3年以内とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過度のサービス供給とならないよう、定期的に適正な補助率・補助額を定めること。</li> <li>○定期的に補助目的や内容が時代に即したものとなっているかを検証すること。</li> </ul>
	(2) 協調事業補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国や県等の制度が終了した時点で廃止することを基本とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的に補助制度が市民ニーズに合致しているか、また、効率性・費用対効果の観点からも検証し、本市に必要な補助制度を取捨選択すること。</li> <li>○市の上乗せ補助は合理的な理由がない限り行わないこと。</li> </ul>
	(3) イベント・大会補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則3年以内とする。</li> <li>○既存の補助金は、平成25年度末を終期とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。</li> </ul> <p>※個々の制度の随時見直しを否定するものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的に補助制度が市民ニーズに合致しているか、事業目的や内容が時代に即しているかを検証すること。</li> <li>○補助金額の算出にあたっては、対象経費、単価等を含めた積算を明確に行うこと。</li> <li>○自主財源の確保に向け努力を促すこと。</li> <li>○同様の対象事業を行う団体等の存在に留意し、公平性を欠かないようにすること。</li> </ul>

	(4) 建設的事業補助	○整備終了まで	○費用に見合う効果が得られるか、事業目的や効果を事前に評価すること。
	(5) その他事業補助	○原則3年以内とする。 ○既存の補助金は、平成25年度末を終期とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。 ※個々の制度の随時見直しを否定するものではない。	○定期的に事業の必要性、対象範囲、公平性を欠いていないかを検証すること。 ○少額補助（1件10万円以下）について年々実績が減少している場合は、その原因を検証し、必要な見直しを行うこと。
③	地域コミュニティ関連補助	○原則5年経過したときに全体的な見直しを行う。 ※個々の制度の随時見直しを否定するものではない。	○市民協働の柱として、市依頼業務を持続的に対応ができる運営体制確立のための支援となるように留意すること。 ○補助による活動が一過性に終わることなく、運営体制確立に資するものであること。 ○校区コミュニティ協議会への補助は、効果が校区内の住民・各種団体等に広く波及するように留意すること。 ○委託業務的な補助と自主的な活動支援とを明確化し、補助制度を整理すること。 ○施設整備等の補助制度は、整備効果に留意すること。 ○市民館整備や主事配置などの直接支援を含めて、支援の効果・効率性に留意すること。
	④	利子補給金	○制度の目標に応じた終期とすること。 ○金利情勢に応じた利子補給率とすること。
	⑤	義務的補助	○法令等に基づくこと。 ○債務負担等の期限をもって終期とする。 ○法令等の改廃に応じた見直しを行うこと。



## IV

## 推進体制等

### 1 平成23年度の推進体制

時期	所管課の事務	政策推進課・財政課の事務
4月 5月	○補助金調書の修正及び提出 ○補助要綱の提出 ○補助金決算資料等の提出	○田原市補助金交付要綱の見直し ○補助金の性質別分類 ○補助要綱の内容確認 ○補助金決算資料等の内容確認
6月	○事務事業評価 ・補助効果の検証	
7月		○事務事業評価結果の確認 ・補助効果の検証
8月 9月	○ヒアリング（サマーレビュー）	○ヒアリング（サマーレビュー） ・補助要綱整備（終期設定）の指導 ・補助対象経費の検証
10月 11月 12月	○予算要求 ・予算ヒアリング	○予算ヒアリング
1月 2月 3月	○補助要綱の整備及び見直し	○補助要綱、実績等の公表

### 2 その他

- 本ガイドライン策定後、速やかに「田原市補助金交付要綱」を改正します。
- 補助金見直しガイドライン（平成19年3月策定）は廃止します。